



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年1月20日金曜日 第2335号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|---------------------------|----|
| 指定居宅サービス事業者の指定..... | 22 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定..... | 22 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定..... | 22 |
| 指定居宅サービス事業の廃止..... | 23 |
| 指定介護予防サービス事業の廃止..... | 23 |
| 県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧..... | 23 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）..... | 23 |
| 指定道路の指定（2件）..... | 24 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | 25 |

| | |
|--------------------------|----|
| 町営土地改良事業の施行の同意..... | 25 |
| 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）..... | 25 |
| 建設業者の許可の取消し..... | 25 |
| 道路の区域変更（一般国道378号）..... | 25 |

公 告

歯科技工士国家試験の実施.....26

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....26

告 示

○愛媛県告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成24年1月20日

愛媛県知事 中村時広

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------------|-------------------|-------------------------------|-------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社ニチイ学館 | ニチイケアセンターたかのこ | 愛媛県松山市南久米町145番地1竹乃井ビル106号 | 平成23年12月1日 | 訪問入浴介護 |
| 株式会社ワイズ・ホールディングス | ヘルパーステーションワイズみつはま | 愛媛県松山市神田町2590番1 | 平成23年12月1日 | 訪問介護 |
| 株式会社ニチイ学館 | ニチイケアセンターしまなみ | 愛媛県今治市波止浜11番28号ハッピープラザ波止浜203号 | 平成23年12月1日 | 訪問介護 |
| 有限会社リハビリステーションみかん | デイサービスセンターみかん式号館 | 愛媛県松山市樽味二丁目1番7号 | 平成23年12月19日 | 通所介護 |
| 社会福祉法人松山紅梅会 | デイサービスセンター梅本の里・小梅 | 愛媛県松山市水尾町961番地 | 平成23年12月26日 | 通所介護 |
| 合同会社ラ・ルーチェ | 介護24クオーレ | 愛媛県宇和島市和豊中町二丁目1番27号 | 平成23年12月26日 | 訪問介護 |

○愛媛県告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成24年1月20日

愛媛県知事 中村時広

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|------------------|---------------------------|------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社四国中央興産 | 指定居宅介護支援事業所「きずな」 | 愛媛県四国中央市中之庄町464番地の1受川ビル1階 | 平成23年12月1日 | 居宅介護支援 |

○愛媛県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年1月20日

愛媛県知事 中村時広

| 指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社ニチイ学館 | ニチイケアセンターたかのこ | 愛媛県松山市南久米町145番地1竹乃井ビル106号 | 平成23年12月1日 | 介護予防訪問入浴介護 |
| 株式会社ワイズ・ホールディングス | ヘルパーステーションワイズみつはま | 愛媛県松山市神田町2590番1 | 平成23年12月1日 | 介護予防訪問介護 |
| 株式会社ニチイ学館 | ニチイケアセンターしまなみ | 愛媛県今治市波止浜11番28号ハッピープラザ波止浜203号 | 平成23年12月1日 | 介護予防訪問介護 |
| 有限会社リハビリステーションみかん | デイサービスセンターみかん式号館 | 愛媛県松山市樽味二丁目1番7号 | 平成23年12月19日 | 介護予防通所介護 |
| 社会福祉法人松山紅梅会 | デイサービスセンター梅本の里・小梅 | 愛媛県松山市水尻町961番地 | 平成23年12月26日 | 介護予防通所介護 |
| 合同会社ラ・ルーチェ | 介護24クオーレ | 愛媛県宇和島市和霊中町二丁目1番27号 | 平成23年12月26日 | 介護予防訪問介護 |

○愛媛県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中村時広

| 指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社ふじ | デイサービスセンター「デイサン」 | 愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号 | 平成23年11月30日 | 通所介護 |
| 株式会社ライフサポート | ヘルパーステーション輪厚 | 愛媛県松山市平和通二丁目2-2北ビル2F | 平成23年12月1日 | 訪問介護 |
| 医療法人慶尚会 | 医療法人慶尚会患康病院 | 愛媛県四国中央市土居町蕪崎253-1 | 平成23年12月15日 | 通所リハビリテーション |

○愛媛県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中村時広

| 指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------------------------|------------------|----------------------|-------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社ふじ | デイサービスセンター「デイサン」 | 愛媛県新居浜市久保田町一丁目8番12号 | 平成23年11月30日 | 介護予防通所介護 |
| 株式会社ライフサポート | ヘルパーステーション輪厚 | 愛媛県松山市平和通二丁目2-2北ビル2F | 平成23年12月1日 | 介護予防訪問介護 |

○愛媛県告示第79号

県営中山間地域総合整備事業東宇和西部地区（伊延東工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間

平成24年 1月23日から 2月17日まで
3 縦覧場所
西予市役所本庁

○愛媛県告示第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

銀杏の木

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 字 | 地 番 | 標 柱 |
|------|-----|--------|---------|----------|
| 新居浜市 | 大生院 | 川口庄二郎谷 | 1595番 5 | 1号 |
| | | 正木 | 1604番 2 | 2号 |
| | | 正木 | 1604番 1 | 3, 4, 5号 |
| | | 手道ノ上 | 1605番 | 6号 |
| | | 川口 | 1602番 1 | 7, 8号 |
| | | 川口 | 1600番 1 | 9号 |
| | | 川口 | 1599番 6 | 10号 |
| | | 川口 | 1599番 2 | 11号 |

○愛媛県告示第81号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

上和田C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線、標柱6号と標柱7号を町道中和田線南側官民境界線で結んだ線、標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を農道土居駄馬線東側官民境界線で結んだ線、標柱10号と標柱11号を結んだ線及び標柱11号と標柱1号を農道土居駄馬線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 地 番 | 標 柱 |
|--------|-----|---------|-----|
| 喜多郡内子町 | 五百木 | 1987番 2 | 1号 |
| | | 1986番 | 2号 |
| | | 1980番 | 3号 |
| | | 2038番 | 4号 |
| | | 2028番 | 5号 |
| | | 2033番 | 6号 |
| | | 2032番 | 7号 |
| | | 2012番 | 8号 |
| | | 1993番 | 9号 |
| | | 1994番 | 10号 |
| | | 1987番 1 | 11号 |

○愛媛県告示第82号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

五味

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----------|----|-------|-------|
| 上浮穴郡久万高原町 | 中組 | 2519番 | 1, 2号 |
| | | 2522番 | 3号 |
| | | 2639番 | 4号 |
| | | 2638番 | 5号 |
| | | 2508番 | 6号 |
| | | 2494番 | 7号 |
| | | 2497番 | 8号 |
| | | 2499番 | 9号 |
| | | 2503番 | 10号 |

○愛媛県告示第83号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第2項
- 指定年月日
平成23年10月21日
- 指定道路の位置
南宇和郡愛南町緑乙147番の一部、166番の一部、168番2の一部、168番3の一部、168番4の一部、174番の一部、179番の一部、180番の一部、181番の一部、182番の一部、179番地先里道及び180番地先里道
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 211.57メートル
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第84号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第2項
- 指定年月日
平成23年10月21日
- 指定道路の位置
南宇和郡愛南町緑乙111番の一部、113番の一部、114番の一部、172番の一部、89番2地先里道、90番2地先里道及び114番地先里道
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 69.87メートル
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市小松町第五土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年 1月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------------|
| 理 事 | 玉 井 康 文 | 西条市小松町新屋敷甲1833番地 |
| " | 塩 出 喬 | 西条市小松町新屋敷甲1798番地 1 |
| " | 日 野 本 治 | 西条市小松町新屋敷甲1822番地 |
| " | 藤 井 武 彦 | 西条市小松町新屋敷甲1787番地 |
| " | 堀 江 幸 二 | 西条市小松町新屋敷甲1884番地 |
| " | 戸 田 盛 豊 | 西条市小松町新屋敷甲1863番地 |
| " | 藤 井 喜代治 | 西条市小松町新屋敷甲1838番地第 1 |
| " | 谷 口 隆 市 | 西条市小松町南川甲157番地第 1 |
| " | 一 色 清 | 西条市小松町新屋敷甲1511番地 |
| " | 今 井 誠 | 西条市玉之江342番地 2 |
| 監 事 | 戸 田 茂 樹 | 西条市小松町新屋敷甲1934番地 |
| " | 青 山 一 美 | 西条市小松町北川1275番地 1 |

関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・夫婦泉地区）の施行に平成24年 1月 5 日同意した。

平成24年 1月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、東温市見奈良土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堂ノ本地区）の施行を平成24年 1月 5 日認可した。

平成24年 1月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、東温市北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西ノ側地区）の施行を平成24年 1月 5 日認可した。

平成24年 1月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第86号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

○愛媛県告示第89号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな った 事 実 |
|---------------------|------------------|-------------|-----------|--------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| (般 - 22) 第 5164 号 | 平成 22 年 4 月 9 日 | (株)イヨカナ | 福岡 英明 | 喜多郡内子町内子1530 | 平成 23 年 12 月 15 日 | 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 21) 第 2851 号 | 平成 22 年 2 月 22 日 | 大濱漁業(株) | 濱田 憲志 | 南宇和郡愛南町中浦770 | 平成 23 年 12 月 27 日 | 板金工事業 | 建設業の廃止 (一部) |

○愛媛県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|---|-------|------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 378号 | 八幡浜市舌間 2 番耕地1272番16地先から 同市合田2141番 5 地先まで | 旧 | メートル 7.5~16.5 | キロメートル 0.168 | |
| | | | 新 | 7.5~20.0 | 0.168 | |

公 告

○ 公 告

歯科技工士国家試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、平成24年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

(1) 学説試験

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館11階会議室

(2) 実地試験

松山市花園町3 - 6

河原医療大学校

2 試験の日時

(1) 学説試験

平成24年 2月23日（木）午前9時

(2) 実地試験

平成24年 2月24日（金）午前8時30分

3 受験願書の提出期間

平成24年 1月31日（火）から 2月7日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正について

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年 1月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|------------------|------------------|-------|----------------------------|------------|-------|
| 施設の名称 | 施設の所在地 | 定員(人) | 施設の名称 | 施設の所在地 | 定員(人) |
| 西条市東予北地域交流センター | 西条市三芳997番地 | 176 | 西条市東予北地域交流センター (多目的ホール) | 西条市三芳997番地 | 176 |
| 西条市総合福祉センター | 西条市神拝甲324番地2 | 99 | 西条市東予北地域交流センター (研修室) | 西条市三芳997番地 | 40 |
| 西条市東予総合福祉センター | 西条市周布606番地1 | 100 | 西条市東予北地域交流センター (教養娯楽室) | 西条市三芳997番地 | 30 |
| 西条市小松地域福祉センター | 西条市小松町新屋敷乙48番地1 | 50 | | | |
| 西条市西条東部地域交流センター | 西条市飯岡550番地 | 50 | | | |
| 西条市西条西部地域交流センター | 西条市氷見西新開59番地 | 50 | | | |
| 西条市東予南地域交流センター | 西条市石田402番地1 | 100 | | | |
| 西条市石鎚山ハイウェイオアシス館 | 西条市小松町新屋敷乙22番地29 | 130 | | | |
| 西条市小松農村環境改善センター | 西条市小松町大頭甲1045番地1 | 240 | | | |